

# 日進市地域防災計画修正（案）要旨

## ■地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 16 条）。

## ■主な修正項目

### I. 国の防災基本計画の修正等に伴う修正事項

#### 1 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う記載の整理

○「避難勧告等に関するガイドライン」の改正に伴い、いざというときに躊躇なく避難指示（緊急）等を発令できるよう、具体的な区域を設定すること等を原則とすることとしたため、必要な修正、記載の追加を行う。

#### <主な修正箇所>

##### ●風水害・原子力等災害対策計画

第 2 編 第 4 章 第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成  
新旧対照表・・・p 2～3

第 3 編 第 7 章 第 1 節 避難対策  
新旧対照表・・・p 11

##### ●地震災害対策計画

第 2 編 第 4 章 第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成  
新旧対照表・・・p 3

### II. 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

#### 1 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

○水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成、市長への報告及び訓練の実施を行うことになったため、必要な修正を行う。

#### <主な修正箇所>

##### ●風水害・原子力等災害対策計画

第 2 編 第 10 章 第 3 節 浸水想定区域における対策  
新旧対照表・・・p 6

第 2 編 第 11 章 第 3 節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策  
新旧対照表・・・p 8

## 2 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対する指示

○水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、計画が作成されていない場合は、所有者等に必要な指示をすることができ、正当な理由なく指示に従わなかった場合はその旨公表することができることとされたため、記載を追加する。

<主な修正箇所>

●風水害・原子力等災害対策計画

第2編 第10章 第3節 浸水想定区域における対策

新旧対照表・・・p6

第2編 第11章 第3節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

新旧対照表・・・p7～8

## 3 水防活動を行う民間事業者による緊急通行等

○水防法の改正に伴い、水防作業隊（消防団）等に加え、水防管理者から委任を受けた者が緊急時に一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し損失を補償しなければならないなどの記載を追加する。

<主な修正箇所>

●風水害・原子力等災害対策計画

第3編 第4章 水防

新旧対照表・・・p10

## Ⅲ. 愛知県の取り組みに係る修正事項

### 1 ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開

○地域の防災関係者間が日頃から連携を進め、災害時にはボランティア団体等とともに、協力体制を確保できるよう、県、市が情報をボランティア団体等と共有する場を設けるなどの記載を整理・追加する。

<主な修正箇所>

●風水害・原子力等災害対策計画

第2編 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画

新旧対照表・・・p2

第3編 第16章 ボランティアの受入計画

新旧対照表・・・p12

●地震災害対策計画

第2編 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画

新旧対照表・・・p2

第3編 第15章 ボランティアの受入計画  
新旧対照表・・・p7

**2 建設業団体の指定地方公共機関への指定**

- 「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する、一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会を指定地方公共機関へ指定したため、必要な修正を行う。(あわせて国から指定公共機関に指定されており、県と同協定を締結している一般社団法人日本建設業連合会に関する必要な修正を行う。)

<主な修正箇所>

●風水害・原子力等災害対策計画

第1編 第3章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱  
新旧対照表・・・p1

●地震災害対策計画

第1編 第5章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱  
新旧対照表・・・p1～2